

平成 22 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 倉庫精練株式会社  
代表者名 代表取締役社長 長高 昭夫  
(コード 3578 大証第二部)  
問合せ先 総務部長 木下 保  
(TEL. 076-291-3811)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 22 年 6 月 25 日開催予定の当社第 157 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 定款第 19 条は、取締役の解任について、中長期的視野に基づく経営の安定性を確保するために、解任についての条文を新たに追加するものであります。
- (2) 定款第 20 条は、補欠取締役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠取締役の選任決議の効力を 2 年とするものであります。
- (3) 定款第 20 条は、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任決議の効力を 4 年とするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第19条 取締役は株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<u>(選任及び解任の方法)</u> 第19条 <u>取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 2 <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 (条文省略) (新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p><u>2 会社法第329条第2項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p><u>2 監査役の欠員に備えて株主総会において補欠の監査役を選任した場合、その選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始までとする。</u></p>

以 上